

航空機抵当権設定又は根抵当権設定登録申請に必要な書類

①航空機抵当権設定登録申請書（登録権利者〔債権者〕、義務者〔所有者〕の共同申請）

～航空機登録令第12条、第39条、第40条（物上保証）～

②申請人発行の委任状（代理人が申請する場合）

～代理申請権限の確認～

③登録権利者、登録義務者（それぞれ代表権のある者）の印鑑証明書（法人）（三ヶ月以内のもの）又は運転免許証等の写し（個人）

※基本的には印鑑証明書のご提出をお願いしておりますところ、運転免許証で代用される場合は両面・カラーコピーの写しのご準備をお願いいたします。

～各書類の真正性の証明～

④登録原因証書（抵当権設定契約書）の原本と写し（原本は確認後返却）

～抵当権設定登録に当たっての証明～

※1. 上記は①～④は、一般的な抵当権設定登録申請に必要な書類であり、個々の事例により必要書類が変更される場合があります。ご不明な点は下記窓口へお問い合わせください。

※2. 根抵当権設定の場合に係る利息及び損害金の設定については、認められません。

※3. 電子申請される場合、申請書はe-Govの様式に入力してください。発行者の電子署名のない書類や住民票や登録免許税の領収証書等の電子署名ができない書類は、航空機登録担当官宛にご郵送ください。電子署名の電子証明書については、e-Govにて使用可能なものである必要があります。なお、②委任状の電子署名の電子証明書は、申請時点において有効である必要がありますが、③以降の書類にされた電子署名の電子証明書については、その情報に電子署名を行った時点で電子証明書が存在し、有効なものであれば差し支えありません。

※4. 航空機登録原簿へ記載される所有者名につきまして、旧姓の併記を希望される場合は、旧姓が併記された本人確認書類（住民票、印鑑証明書、運転免許証の写し等）をご提出ください。

注) 登録免許税について

(1) 登録免許税が3万円を超える場合

金融機関の窓口で納付し、その納付に係る領収証書（原本）を申請時に提出してください。なお、納付書に記載する税務署名は「麴町（コジマチ）税務署」、税目は「登録免許税」としてください。

(2) 3万円以下の場合

申請書に収入印紙を貼り付けて提出することにより、納付することができます。

<登録免許税額>

債権金額の千分の三

【申請・相談窓口】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 霞ヶ関合同庁舎第3号館7F

国土交通省航空局総務課 航空機登録担当官

Tel. 03-5253-8111(内線 48146) Fax. 03-5253-1656

E-mail. hqt-register48146@gxb.mlit.go.jp

※従前使用していた hqt-register@ml.mlit.go.jp は、

2019年12月31日をもって廃止されます。

(受付時間 9:30~12:00 13:30~17:00)